

総務省 戦略的情報通信研究開発推進事業(SCOPE)
独創的な人向け特別枠
「異能 vation」プログラム

異能 vation ネットワーク拠点

運営協力機関

2020 年度 応募要項

業務実施機関 (株) 角川アスキー総合研究所

目次

| | | |
|----|---------------------------|---|
| 1 | 募集の趣旨..... | 1 |
| 2 | 総務省からのメッセージ | 1 |
| 3 | 異能 VATION ネットワーク拠点とは..... | 2 |
| 4 | 募集..... | 3 |
| 5 | 応募フォーム内容..... | 4 |
| 6 | 応募に際しての留意事項 | 4 |
| 7 | 提案の評価及び選定結果の公表 | 7 |
| 8 | その他..... | 7 |
| 9 | 本件に関する質問の問合せ先 | 7 |
| 10 | 参考 企画提案書の評価項目 | 8 |

1 募集の趣旨

地域におけるちょっと変わった人材、変わったことに没頭している方々が持つ個性が尊重され、自らが学び協力して挑戦していく拠点となる「異能 vation ネットワーク拠点」運営協力機関を募集いたします。「失敗をおそれずに奇想天外でアンビシャスな課題に挑戦」する異能 vation の魂が、日本全国・世界各国の隅々にまで広がることを目指しています。「異能 vation ネットワーク拠点」運営協力機関(以下「運営協力機関」)は異能 vation 事務局と一体となって活動します。

地域の個性を活かした「異能 vation ネットワーク拠点」作りを共に目指しましょう。

総務省 戦略的情報通信研究開発推進事業 (SCOPE) 異能 vation プログラム事務局
事務局長 福田 正 (株式会社 角川アスキー総合研究所 代表取締役会長兼 CEO)

2 総務省からのメッセージ

第4次産業革命時代の情報通信技術 (ICT) の発展は目覚ましく、世の中は急速に変貌を遂げています。そしていま、新型コロナウイルスは地球上に蔓延し、今回のウイルスとの戦いは長期化することが避けられない状況にあります。それにより、わが国のみならず、人類全体が、世界規模の新たなウイルスの出現により、新たな日常生活 (行動変容=ニューノーマル) を模索することが強く求められています。何かを諦めること、悲しいこともたくさんありました。一方で、この新たな日常生活の出現は、多様化を促進し、とても小さなことでも、世界中のあらゆる人が、地球規模の産業構造変革や社会変革が起こす可能性をもたらしました。大きな飛躍の可能性が、今この瞬間にはあるとも考えられるのです。今までの常識を疑う、今までの限界を超える、今までの産業構造を変えることが必要であり、それを実現するのが「破壊的イノベーション」です。

破壊的イノベーションが生まれるためには、まずは、既存の常識から見て「変わった」発想の芽が自然に育つ苗代、失敗をおそれず果敢に挑戦できる雰囲気や環境、多様な価値を受け入れ認める文化、そして、我が国で成功してから世界に飛び出すのではなく当初から地球規模の展開を目指すことが必要です。今世界に求められているのは、人工知能でもできる「既知の正解を探す力」よりも「これまでになく (=人工知能には予想もつかない) 課題を発見し未来を拓く力」で「何もない0のところから、新たな1を創造する」ことにのびやかに挑戦していくことです。総務省では、挑戦する雰囲気を醸成するために、奇想天外でアンビシャスな技術課題に失敗をおそれずに挑戦する人 (通称:へんな人) を支援する「異能 vation」プログラムを平成26年度から開始しました。

あらたな日常が始ろうとしている中、あらたな挑戦をする方々からの応募をお待ちしています。世界に変化と革新が起きている今、ICT分野における支援

のあり方について、総務省も常に考え挑戦を続けます。ともに新しい何かに挑戦し、地球の明日を切り拓いて行きましょう。

- ※ ICTとは Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略で、日本語では「情報通信技術」という意味で使われる用語です。
- ※ 本プログラムは、情報通信審議会諮問「イノベーション創出実現に向けた情報通信技術政策の在り方」（中間答申：平成25年7月5日 最終答申：平成26年6月27日）の提言を踏まえ、ICT成長戦略の一つとして平成26年度に開始され、その後年々進化を遂げ、令和元年度には成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日閣議決定）、世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（令和元年6月14日閣議決定）。

3 異能 vation ネットワーク拠点とは

（1）目的

異能 vation プログラム業務実施機関 株式会社角川アスキー総合研究所（以下「事務局」という。）と異能 vation ネットワーク拠点を運営する運営協力機関が一体となり、地域発の破壊的イノベーションの種を発掘することを目的としています。

地域におけるちょっと変わった人材や、変わったことに没頭している方々の個性が尊重され、自らが学び協力して挑戦していくような場をつくり共に活動していくことを目的としています。

（2）対象

- ・ 法人格の有無を問わず次のような団体例を想定しています。
企業、地方公共団体、教育機関、個人事業主、塾、コワーキングスペース運営者、プログラミング教室等 普段から異能な人材やアイデアに触れ、応援している方を持つ団体
- ・ 提案する異能 vation ネットワーク拠点数は、1か所でも数か所でも構いません。

（3）募集内容

異能 vation ネットワーク拠点としての活動計画と運営手法の企画提案を募集いたします。

（4）活動の要件

- ・ 運営協力機関は事務局と一体となって活動できること。
- ・ 独自運営で自立的な活動を行っていること。
- ・ 現在も活動している各地の異能 vation ネットワーク拠点や協力協賛企業とともに日本全国の隠れた才能を見つけ世界を変えることに協力すること。
- ・ 事務局が持つ広報メディアや運営費、コンテンツを必要に応じ活動資源として補助します。
- ・ 活動の一環として「異能 vation グランドチャレンジ※」に挑戦することがあります。

※ 異能 vation グランドチャレンジは課題設定型コンテストです。詳細は異能 vation プログラムのウェ

ウェブサイトをご確認ください。

(5) 実施期間

- ・ 事務局と「運営協力機関」が活動実施に係る合意書を取り交わした日から 2021 年 7 月 31 日まで。合意書の取り交わしは 2020 年 11 月頃を想定していますが、応募件数の多寡等により変更になることがあります。

<注>年度ごとの評価を経て、最長 2024 年前半期まで継続※することがあります。

※ 2021 年度以降はその年の予算の成立を前提としています。

(6) 活動支援

活動に係る事務の実施費用を支援します

※ 支援を行う事務の実施費用は企画毎に事前協議を行い支援額を決定いたします。

※ 活動支援費が必要ない場合でも応募可能です。

※ 原則として現金での支給は行いません。

4 募集

(1) スケジュール

スケジュールは、以下を想定しています。

| | |
|--------------------|------|
| 2020 年 7 月 1 日 (水) | 受付開始 |
| 8 月 31 日 (月) 18:00 | 締切 |

(2) 応募方法

「5 応募フォーム内容」を、下記ウェブサイトに従って入力してください。

<https://www.inno.go.jp/>

※ 応募フォームの入力、書類の提出をもって本募集要項の「6 応募に際しての留意事項」に同意したものとみなします。必ず確認の上、御応募ください。

※ 追加資料は、ウェブサイト内の応募フォームから資料添付機能を利用した提出又は事務局への郵送にて受け付けます。事務局への持込みは受け付けません。郵送物は締切当日消印、宅配便の場合は、受付日付が締切当日までのものを有効とします。

※ 提出いただいた追加資料等は原則として返却いたしませんので予め御了承ください。なお、提出された追加資料等は、本件に係る運営協力機関選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

※ 追加資料の作成や提出等、応募に要する経費は、全て応募者の負担とします。

※ 応募後に、応募内容を修正することはできません。修正が必要な場合は、改めて応募フォームの入力及び書類の提出が必要となります。

※ 応募締切後に、事務局から提案に関するヒアリングや別途資料の提出を求める場合があります。

※ 選考を辞退する場合は、事務局へ辞退の連絡をお願いします。なお、辞退連絡後は、理由の如

何を問わず本募集への再応募は認められません。

5 応募フォーム内容

応募フォームの入力内容は、以下のとおりです。日本語又は英語による記載とし、通貨単位は日本国通貨に限ります。⑮のみがファイルの添付です。なお、追加資料の提出も可能です。

- ① 応募代表者氏名
- ② 団体名
- ③ 郵便番号
- ④ 住所
- ⑤ 電話番号
- ⑥ メールアドレス
- ⑦ 活動実施時期、期間
- ⑧ 活動における主な対象者（市民、区民、町内の居住者、生徒、学生、自社従業員、住民、商業施設、有料集客、こども教室、学会等）
- ⑨ 活動における対象人数規模
- ⑩ 活動分野（キーワードを三つ）
- ⑪ 活動支援金希望の有無と希望金額
- ⑫ 活動支援金が希望額未満となる場合であっても応募するか否か（応募する/応募しない）
- ⑬ 本募集要項「6 応募に際しての留意事項」を確認しました。同意の上、遵守いたします。（応募に進むには同意が必須です）。
- ⑭ 本活動は利益を目的とするものではなく、異能vationネットワーク拠点の趣旨を理解し、日本から地球規模のイノベーションを起こすための人材発掘に協力することに同意します。（応募に進むには同意が必須です）。
- ⑮ 企画提案書（活動計画及び運営手法を説明するもの。ファイルを提出。）
企画提案書（A4 2枚以内）
 - ・自由フォーマットです。
 - ・目的・活動計画・運営手法などについて記載ください。A4 2枚以内でご自由に記述してください。

・参考資料の添付も可能です。

6 応募に際しての留意事項

- (1) 応募は、簡潔明瞭な記載とし、必要に応じて図表を活用する等、専門知識を有しない者でも理解できるように分かりやすい表現、内容としてください。
- (2) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

- ① 募集対象に該当しないと認められた場合
- ② 提出期限を過ぎて応募書類が提出された場合
- ③ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ④ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤ その他あらかじめ指定された事項に違反した場合
- ⑥ 以下の暴力団排除対象者に該当する者である場合

ア 協力の相手として不適切な者

(ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

イ 協力の相手方として不適当な行為をする者

(ア) 暴力的な要求行為を行う者

(イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(エ) 偽計又は威力を用いて契約担当者等の業務を妨害する行為を行う者

(オ) その他前各号に準ずる行為を行う者

(3) 運営協力機関として選定された場合、以下の要件に従ってください。

- ① 運営協力実施期間においては、活動実施に関する進捗状況を事務局に定期的に報告していただきます。
- ② 費用の支出状況を含む異能 vation ネットワーク拠点の活動実施結果について、事務局に実施報告書を提出していただきます。なお、実施報告書の様式や関係資料

(証憑類)の提出期限等については、事務局と協議の上決定するものとします。

- ③ 活動において個人情報を扱う際は、取扱いに十分に注意し、流出・損失をしないようにしてください。また、活動実施以外の目的に利用しないでください。
- ④ 運営協力機関は、機密保持のため、本要項に記載の活動を実施する過程で生じた成果物及び事務局から提供した資料等全てのものの保管場所を運営協力機関の機関内に確保していただきます。
- ⑤ 運営協力機関は、機密保持のため、本要項に記載の活動を実施する過程で生じた資料、成果物及び事務局から提供した資料等全てのものについて、当該年度の実施期間満了後、紙媒体又は電子媒体の別に関わらず運営協力機関の機関内で復元不可能な不可逆的な方法をもって速やかに処分してください。
- ⑥ 運営協力機関は、機微な情報を扱う場合、当該情報の管理を徹底する体制を整備し、機密情報の管理手段が記載された文書を、活動実施に係る合意後2週間以内に作成・提出するとともに、情報セキュリティが侵害された、または、そのおそれがある場合の対処体制を整備するものとします。なお、外注等を行う場合にあっては、外注先にも同様の措置を求めていただきます。
- ⑦ 運営協力機関は、本要項に記載の活動の実施に係る合意に際して事務局が開示した情報（公知の情報を除きます。以下同じ。）及び契約履行過程で生じた納入成果物に関する情報を本活動の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはなりません。またそのために必要な措置を講じる義務が発生します。なお、当該情報等を本活動以外の目的に使用又は第三者に開示する必要がある場合は、事前に事務局から承認を得ていただきます（本合意に関して知り得た事項については、外部に漏らさないこと。）。
- ⑧ 運営協力機関は、納入成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合は、事務局が特に使用を指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用承諾契約に係る一切の手続きを行っていただきます。この場合、運営協力機関は当該契約等の内容について事前に事務局の承認を得ることとし、事務局は既存著作物について当該許諾条件の範囲内で使用するものとします。
- ⑨ 本要項に基づく活動に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら事務局の責めに帰す場合を除き、運営協力機関の責任及び負担において一切を処理していただきます。この場合、事務局は係る紛争等の事実を知ったときは、運営協力機関に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を運営協力機関に委ねる等の協力措置を講じるものとします。
- ⑩ 運営協力機関は、本活動の実施中、何らかの損害を与えた場合及び損害を被った場合は、速やかに事務局に報告するとともに、運営協力機関の故意又は重大な過失による場合は、運営協力機関の責任においてこれを現状に復し、又は損害を賠償し

なければなりません。

(4) 本要項に定めのない事項又は疑義の生じた事項に関しては、事務局と協議の上、その指示に従っていただきます。

7 提案の評価及び選定結果の公表

- ・ 本募集は、業務実施機関が「10 参考 企画提案書の評価項目」に基づいて評価します。
- ・ 事務局から提案に関するヒアリングの実施や追加資料の提出を求める場合があります。
- ・ 評価結果は、応募代表者宛てに電子メールでお知らせいたします（2020年11月上旬を目途）。選定された運営協力機関は、異能vationプログラムのウェブサイトで公表いたします。
- ・ 評価内容に関する質問にはお答えいたしません。

8 その他

応募に関する事前説明会は、「異能vation」における他の取組に関する公募説明会と併催する予定です。なお、説明会はオンラインでの開催を予定しております。詳細は異能vationプログラムのウェブサイトに随時掲載します。

9 本件に関する質問の問合せ先

異能vationプログラム業務実施機関 株式会社角川アスキー総合研究所

担当：菅原、森

電話：03-5840-7629

メールアドレス：inno@lab-kadokawa.com

受付期間：応募期間中の月曜日～金曜日（祝日を除く）10:00～18:00

10 参考 企画提案書の評価項目

| | 評価項目 | 評価基準 | 配点 | 評価 |
|------------------|------|--|------|----|
| 1. 実施体制 | | | | |
| | (1) | 業務実施全体を通じて、事務局と連携して、業務を実施するための体制（十分な要員数や窓口の設置等）が構築されているか。 | ○又は× | |
| 2. 活動計画及び運営手法の提案 | | | | |
| | 評価項目 | 評価基準 | 配点 | 評価 |
| | (1) | 異能 vation ネットワーク拠点の活動趣旨を理解し、地球規模の破壊的イノベーションにつながる人材発掘に対する熱意と不屈の精神があるか。 | 10 点 | |
| | (2) | 活動計画及び運営手法の妥当性、効率性。（異能 vation ネットワーク拠点の目的に対し、活動計画及び運営手法が適切に定められているか。） | 30 点 | |
| | (3) | 異能 vation ネットワーク拠点が実施する活動の参加者募集に係る効果的な広報が提案されているか。 | 10 点 | |
| | (4) | 個性が尊重され、自らが学び協力して挑戦していくような場が設定されているか。独創的な提案であるか。 | 20 点 | |
| | (5) | 業務実施費用の金額の妥当性。 企画提案内容が利益目的になっていないか（運営協力機関として適切かつ必要最低限の費用となっているか。可能な限り合理化されているか。）。 | 30 点 | |